

構造改革特区に関する有識者会議（第3回）議事録

日時 平成 17 年 6 月 8 日（火）14:00～16:00

場所 内閣官房構造改革特区推進室 7階会議室

出席者

（委員）八代座長、市川委員、櫻谷委員、白石委員、薬師寺委員、山田委員

（事務局）滑川室長、御園副室長、檜木参事官、藤澤参事官、宮地参事官、梶島参事官、
ほか

1. 開会

（八代座長）それでは定刻になったので、第3回有識者会議を始めさせていただきます。

今回の有識者会議では重点検討項目について議論したい。前回の有識者会議で選定した26項目の重点検討項目の候補について、5月の17日から25日にかけて、各省庁・提案者からヒアリングを行い、その結果も踏まえて委員の皆様のご意見をうかがいながら、今後重点的に検討を行うべきと考えられる項目を取りまとめた。ヒアリングにおける議論を踏まえ、それぞれの項目について今後、論点、質問対象者、及び質問項目等を整理する。これらについてまとめて事務局から説明をお願いし、議論を進めたいのでよろしく願います。

2. 重点検討項目について（有識者会議ヒアリングの結果等）

（宮地参事官）それでは重点検討項目の候補案であるが、資料2をご覧になっていただき、主なヒアリング結果と論点、今後の質問対象者および質問項目についてご説明させていただきます。

まず資料2のいちばん上「県議会議員の複数常任委員会への所属」であるが、これについては総務省の方で、第28次地方制度調査会において地方自治会のあり方について検討をするということで、今回の提案も含めて議論される予定になっている。この地方制度調査会が来年の2月末まで行われるということで、答申はそれ以降になるということである。これについては、検討スケジュールを少しでも前倒して今年の秋までに結論を得られないかどうか、総務省に聞いていくということで、引き続き論点にすることでどうかということである。

それから2点目「市町村における基本構想策定義務の廃止」についてであるが、総務省の説明にあるとおり、総務省の方は、基本構想は市町村のまちづくりの基本であるということと、各種計画のよりどころになっているということで、策定義務をなくすことは不可能だという説明があった。右の欄を見ていただくと分かるように、総務省に対しては、県には基本構想の策定義務がないのだがこの説明がまだないということ、基本構想の策定を義務化することで市町村の柔軟な計画策定に支障を生じているのではないかとということ、

今開かれている地方制度調査会でこの内容について検討することができないかということをも再度問い合わせたいということである。もう一つは市町村に対して、市町村の集まりである対構造改革特区推進会議の方に、基本構想の策定義務が具体的にどういう弊害があるのかも問い合わせてはどうかということ判断されている。

3番目の「公金のクレジットカードによる納付の容認」であるが、これは総務省の研究会において検討中で、なるべく早期に答えを出すということであるが、結論を得る時期については明言されておられない。これについては右に書いてあるように、今年の秋までに結論を得ることが可能かどうか総務省に聞き、なおかつ提案者であるJCBに対して、実際にニーズがどういうものか、効果はどうか、課題はどうかをお聞きしてはどうかということである。

次のページ4番目の「『企業内転勤』に関する在留資格の要件緩和」であるが、これについては、企業内転勤の際の要件として、事業所の拠点を自治体が保有する施設に限定することを条件としているわけであるが、法務省に確認したところ、実際は提供する施設と費用を、開設しようとする企業との賃貸借契約で確認しているということである。であれば、民間と企業との賃貸借契約でもいいのではないかとということで、再度法務省に対して、なぜ地方自治体との賃貸借契約でよくて民間との賃貸借契約ではだめなのか。ここの法務省の窓口の上に書いてあるように「本邦にある事業所が、事業が適正に行われ、かつ、安定性及び継続性が認められるものでなければならない」となっているが、この具体的な判断基準をもう一度聞いてはどうかということである。提案者の横浜市に対しては、具体的に民間の施設を指定しようとしているわけであるが、どういう形で市が管理するのか、特に指定する民間の施設に企業を開設しようとする社が入ったときに、どういうアフターケアをするのか、フォローしていくのかということ、実際にどういうニーズがあるのかといったことを中心に、再度質問をしてはどうかということである。

それから5番目の「外国人に対する『教授』在留資格の期間延長」、3年を5年にしようということであるが、法務省の回答は、在留資格の見直しについては18年度12月までにということで、その前倒しについてはどちらかという後ろ向きの回答であったわけであるが、もう少し早められないのか、どういう弊害があるのかということをもう一度法務省に対して聞いてはどうか。それから提案者である愛知県に対しては、現在特定研究活動で資格外活動として教授なりが認められているわけであるが、現在の特定研究活動の在留資格の資格外活動で不十分なのかどうか、実際に教授としての在留期間延長にどれぐらいのニーズがあるのかを聞いてはどうかということである。

6番目の「外国歯科医師による教授を目的とした歯科診療の可能化」、これについては厚生労働省と併せて提案者であるクリニックデュボアから話を聞いた。これについて、診療などのかなり高度な歯科診療をやっているということと、クリニックデュボアからは、フォローアップ自体は手術のような技術とは違って日本の歯科医師で十分フォローができるということ、現在も外国人医師の臨床修練制度が病院にだけ認められているが、なぜ診療

所には認められないのか、施設的なものなのかあるいは人員を含めた体制的なものなのか
が明確でない、と言われた。そこで、厚生労働省に対して、臨床修練制度の指定基準、な
ぜ病院だけに限定しているのか、どういう条件であればいいのか、例えば施設的な面、人
員的なもの等を明確にしてもらいたいということ、歯科についてはかなりの所が診療所
になっているわけだから、臨床修練制度を歯科診療所にまで拡大することはできないのか、
こういったことを追加して質問したいということである。

7番目の「医療関係業務の労働者派遣」、これについて厚生労働省は、地域医療の観点か
ら労働者派遣は望ましくないというような話であったが、ヒアリングの場で委員から、看
護師と医者に分けて議論をしたほうがいいのではないかと、医療の過疎地域について特に医
者の派遣を認めるような検討をしてはどうかという指摘があった。そこで右の方に書いて
あるように、一つは提案者であるセントスタッフに対して、医療従事者の要望というのは
看護師と考えていいのかわかるか、それから現在認められている紹介予定派遣ではなぜ不
十分なのか、このあたりを聞いてはどうかということである。厚生労働省に対しては、例
えば医療過疎の地域に限定したうえで医者を派遣することが認められないか聞くこと、そ
れからもう一つ、これは医療過疎の地域の医療サイドに聞けるかあるいは聞くかどうかを
含めて、実際にどういうことで困っているのか、紹介予定派遣を行うことが今までにあっ
たか、それから労働者派遣が実際に制度化された場合プラスになるか、こういったことを聞
いてはどうかということ、どういう方をお呼びするかということも含めてご検討いた
だきたいと思う。

それから8番目「NPO 法人による IRB 設置の可能化」だが、これについては、厚生
労働省の中で、治験のあり方に関する検討会で議論されているという紹介があったが、NPO
法人を認めるかどうかまで議論されるかどうか分からないという、従前の独自の提案の
ときとはやや違ったお答えがあった。提案者である大阪府と推進協議会で、治験ネット
ワークを作り事業を進めようとしていると提案の中でもあったので、どういう形で治験
ネットワーク体制を組んで進めようとしているのか、NPO と技術的な治験の審査を行う治験
委員会との仕分け、どういう形でどういう書類を分担しながら作業していくのかという具
体的な形態、それから実際に治験委員会の中で、NPO 法人と他の技術的な治験委員会
との分担がどういう形で効率的にされるのかということも聞いてはどうかということ
である。厚生労働省については、治験委員会の NPO が認められないというので、省令
28 条の要件を満たした医療法人であればいいのではないかと意見を言っているわけ
だが、明確に答えがないということ、それから 27 条のただし書きの中に、病院が小規模
でみずから治験委員会を設置できない場合、その他の事由により治験委員会が設置
できない場合、というのがあるわけだが、「その他の事由」に効率的な治験の実施とい
うのが入るか入らないかということについても明快な答えを頂いていないということ、
その治験委員会の中身が第三者評価をはたして必要としているのかも分からないとい
うことであるので、そういったことを再度厚生労働省にお聞きしたいということである。

9 番目「既存施設を学校へ用途転用する際の建築基準法の緩和」であるが、国交省の説明では、階段のけあげ 16 センチについてはハートビル法等でそういう数値が出されているということ、実際の小学校でも大体そういう数値で階段が整備されているという話があった。これについては、愛媛県の提案がいま一つ分からないということで、事務局補足と書いているが、愛媛県の方に 4 点ほど質問している。なぜ建築基準法の数ある基準の中で階段の基準だけを緩和してくれということなのか、代替措置は何か考えているのか、養護学校に転用するということであるが養護学校に転用した場合の児童への障害といった問題はないのかどうか、それと費用が愛媛県は 300 万と言っていたが国交省は半額ぐらいでできるということが言われている。これについて質問を資料 2 の参考 1 に付けている。資料 2 の参考 1 を見ていただくと、愛媛県の回答では下の方に書いてあるように「階段の基準が緩和されることになれば、ゴムマットなど緩衝材の敷きつめや教職員の昇降見守り体制づくりなどハード・ソフト面からの安全への代替措置を行う用意はある」ということ、それから養護学校の児童にいろいろな障害が想定されるということで 2 ページ目に回答が来ているが、「今回設置しようとしている養護学校は、知的障害児を対象としたもの」であるということ、そのあといろいろ書いてあるが、要は、基準が作られてから長期間時間が経って、子どもの身長が伸びているということと、既存の施設で小学校あるいは保育所・児童施設等で 16 センチを上回る階段が実際に愛媛県の中にいくつかあるようである。そういった施設が支障なく利用されているということを含めて、2 ページのいちばん下にあるが、現状の保健所についても乳幼児から高齢者まで多数の者が利用して事故等特に起きていない、既設の養護学校の職員など現場関係者からも安全性の問題指摘がないということが答えられている。それについては補足として 4 ページあるいは 5 ページに、既存の小学校・保育所・児童館のけあげの寸法が 17 センチとか 19 センチのものもあるということが書いてある。もう一つ、建築基準法で小学校のけあげの寸法が 16 センチということは規定されているが、幼稚園や保育所等の児童福祉施設についてはけあげの寸法を規定していないので、結果的に一般の建築物と同じ 20 センチでいいということになっている。そういう面では小学校だけ 16 センチというのはおかしいのではないかとということも指摘されている。これについては、資料 2 の 4 ページに戻っていただくが、国交省に対して、愛媛県では小学校で 16 センチという基準があるがそれを上回る既存の施設が問題なく使われている。これに対してどう考えるかということと、小学校の階段のけあげの規制があるが、幼稚園や児童福祉施設、病院についてもけあげの上乗せ基準がない等、学校など一部の施設のみ、けあげの寸法を規定している。こういったものがなぜ幼稚園等には規定されていないのか。また、安全基準に関してすべからく国が定める必要はないのではないのか。健康や安全の支障の程度によるが、ものによっては地方や個人の責任にゆだねる部分があってもよいのではないかとということ国交省に再度聞いてはどうかということである。

それから次のページ 10 番「先買い制度により取得した用地の売却等処分にかかる制限の撤廃」である。これについては国交省の方から、現在 1 兆円ほどの遊休地があるわけだ

が、土地開発公社の経営健全化については総務省が所管しているということで、国交省としてその問題にどうするかということは明確な答えはなかった。そういうこともあるので、右に書いてあるように、国交省に対しては、規制改革3か年計画で先買い制度について改善することが予定に入っているが、取り組みがどうなっているのか、これからどうするつもりなのかということと、先程言った1兆円の遊休地をどういうふうにするつもりなのか。それからもう一つ、提案者である小田原のみならず構造改革特区推進会議、市町村に向けて、実際にニーズがどのくらいあるのか、処分の制限を緩和することが有効なのかどうか、この辺を市町村に問い合わせてはどうかということである。

11番の「一般廃棄物溶融スラグの自治体間流通と利用の特例」であるが、環境省の説明では、溶融スラグの処分について自治体間の利用は目的を限定する場合にはできないことを言っており、一方で地方自治法に基づく自治体間の事務委任についてはごみの処分を含めて行われているわけで、それについては「一切の権限と責任を委任した場合にはできる。目的を限定するような場合には、溶融スラグの処分等はできない」というようなよく分からない説明をしている。そうしたことがあるので、もう一度環境省に対して、なぜ一切の権限と責任を委任した場合には自治体間の事務委任で一般廃棄物の処分が委任できるにもかかわらず、溶融スラグの問題についてはできないのか、この辺をもう少し確認してはどうかということである。

それから次の「再生利用制度の対象品目の追加（廃プラスチック）」についてであるが、これは当初5月中にダイオキシン類の資料が出るという話であったが、資料2の参考2に付けてあるように、どうも6月いっぱい時間がかかるということである。したがってこれについては、その資料を待たないとダイオキシン類の見解を示せないということであるので、引き続き環境省に対して、再生利用認定制度の中で条件があるが「再生品の利用が見込まれること」あるいは「再生利用促進効果が明確になること」という基準をもう少し明確に定量的に示してほしいということを質問してはどうか。それから総合規制改革会議のヒアリングの場で環境省の部長が「再生利用認定制度の品目の拡大については特区で実験的に措置する方法を考えたい」と回答しているので、特区で実施する際の判断基準も追加して聞いてはどうかということである。

12番目以降はいわゆる土業の労働者派遣の容認であるが、これについては事務局から追加していくつかの質問をさせていただくとともに、提案者の東京リーガルマインドのグループ企業であるプロキャリアから説明をお聞きした。結果として提案者のリーガルマインドは、この前の提案のときには、土業法人が派遣をするのであれば土業法上問題はないのではないかとっていたので、そのことを確認させていただいたが、やはり一般企業が派遣できるようにしたいということが本来の目的であるということ、国際的にも土業の派遣というニーズがある、あるいはその意義があるのだということが説明にあった。それと、事務局から各土業関係の関係省庁に質問を投げさせていただき、その結果が資料2の参考4に付いている。あらかじめ送っていただいたので全部説明できないが、かいつまんでお

話しすると、例えば公認会計士、資料2の参考4の1枚目いちばん右のを見ていただくと、公認会計士法の2条の第1項と2項の業務、第1項は監査で第2項はコンサル等を規定しているわけであるが、非独占業務である第2項業務のみを行う場合には公認会計士を労働者派遣の対象とすることは可能であるということが書いてある。それから次のページを見ていただくと、弁護士について例えばいちばん右の回答の中で下の方の「について」というところを見ていただくと、「派遣元が弁護士法人であれば、弁護士法第72条との関係で問題は生じない」。弁護士法人から弁護士を労働者派遣するのは容認するような感じで書いてある。その他各省の回答が個々に多少違うのだが、どうも業務の内容あるいは派遣元・派遣先をどうするかによって微妙に回答が違うようである。そのために事務局としては、資料2の別紙、A4判の縦の紙であるが、ここに派遣元を士業法人とする場合と士業法人以外一般企業とする場合、それから派遣先を一般企業にする場合と士業法人にする場合、それから業務を独占業務あるいは非独占業務限定せずに全部の業務を対象とする場合、非独占業務に対象を限定する場合、というマトリックスを各省に投げて、これの是非とその理由をあらためて聞いてはどうかということをご検討いただきたいということである。それといくつかの省庁から、現行の制度の中で十分労働者派遣ができるので、なぜわざわざ労働者派遣をする必要があるのか、というニーズへの疑問が出てきている。これについては東京リーガルマインドに対して、具体的にどういう指示方式でどういう業務をさせることを考えているのかということ、もう一つ、東京リーガルマインド以外のユーザーサイド、どの企業がこれも皆様にご検討いただきたいのだが、企業代表のところにもう少しニーズの有無をお聞きしてはどうかということをご審議いただきたいと思う。

以上18項目プラス1項目、ペンディングの項目である。

(八代座長) ありがとうございます。

それでは順番に議論していただきたいと思うが、その前に私の方から、今事務局からご説明いただいたことを少しまとめてみる。ここにあげられたものはいずれも、既存の規制の中で一種の規制の不整合というか、例えば先程県には必要がないのに市町村だけに限定して基本構想の制定を義務づけているとか、本来そういうものは市町村が独自でやるものでそんなことまでいちいち子どものように国が市町村に義務付けなければいけないものだろうかという地方自治の基本にかかわる問題、それから病院ではよくて診療所ではだめだという主体で区別するやり方、それに対しては例えば診療所でも病院並みの設備を整えればなぜそれでいけないのか、これは規制改革でよく言われる仕様基準、細かい規定の規制を、性能基準、規制の目的に沿った規制に変えていく、それによって自由度が非常に高まるという考え方である。

それから既存施設の有効利用というのは、いま国も地方も非常に財政がひっ迫している中で重要なわけであるが、それを画一的な安全基準だからといって金科玉条のようにすることにより非常に大きな財政負担がかかる。あるいはそもそもそういうことは市町村の責

任でやってなぜいけないのかという問題である。

それから最後の派遣業、労働派遣というのは2,000年にできた法改正で大幅に制度が拡充されたのだが、これがまだまだ認知されていない。要するに労働者派遣というのはどちらかといえばいかがわしいというイメージから、直用でなければいけないという法律がまだ残っているわけで、これについては、どういう面で派遣であれば弊害があるのかということ所管省庁に明確化していただいて、合理性があれば認めるということである。

それから、提案主体へのヒアリングということは大事ではあるが、各省庁に対するヒアリングほど重視する必要はないのではないかと。特に最後に参事官が言われた、特定の事業者からしか提案がないのもっと他の事業者にもヒアリングしてはどうかというのはやや危険である。例えば宅急便のアイデアをクロネコしか当初出さなかったからニーズがないという例もあるわけで、これは新しいビジネスをやるときは特定の企業が最初に提案を出す、その結果潜在的に幅広くそういうニーズが広がるという可能性もあるわけである。たとえ1企業であってもそれが非常に普遍的な対象であれば、別に他の企業が今のところニーズを感じていなくても何ら問題がないのではないかと私は考えている。

それから、要するに既存の制度でもいいではないか、例えば派遣でなくても紹介予定派遣でなぜ悪いか。これは紹介予定派遣というのは非常に使いにくい制度で、1年後に直用にすることを前提に派遣するという、妥協の産物である。使いにくいのは当たり前で、そういうことにこちらが肩を持つ必要はなく、基本的一般的な紹介、普通の派遣というものを前提に考えるというのは、別にこの企業だけではなくて一般的に適用できるのではないかと思う。紹介予定派遣というのはあくまで例外的な存在であって、これは労働省の審議会でもいずれ近いうちに見直されるといふふうに聞いている。どちらにしてもヒアリングは集中的にやったほうがいいのではないかと私は思っている。

最初からいきたいが、よろしいだろうか。特になければどんどん飛ばしていてもいい。最初に1番の「県議会議員の複数常任委員会への所属」であるが、これは既に参事官からご説明があったように、総務省の方で検討中であるということなので、その検討のスケジュールを明確化するということで特にご異議はないだろうか。

(全員) 特にない。

(八代座長) 2番目の基本構想というのはややこしいものだが、これも先程申し上げたように、なぜ県はいらなくて市町村は必要なのかということに対して、先日のヒアリングでは、この法律が出来たときに県はほとんどが事実上やっていて、市町村は半分ぐらいしかやらなかったからだという非常に状況的な説明があったわけだが、その後県でもやっていないところ、あるいは廃止したところもあるというふうにも聞いているし、そういう程度のものであれば正に市町村の自治に任せてなぜいけないのかということである。ただこれについては先程のことと関連するが、むしろこの提案者である志木市に、私としては是非一度お話を伺いたい。これ以外にもこの背景なり、志木市は他のいろいろな提案もしておられるし、この趣旨についてもう少し勉強させていただきたいと思う。具体的にこの基本

構想の策定を義務付けられていることにより、どういう弊害があるのか。よく言われているのは、市長が替わったときに選挙で公約した新しい政策をしようとする、それは前の市長が決めていた基本構想と矛盾することになり、なかなか機動的にできないということが言われている。是非志木市長の方から、地方自治の基本にかかわる問題であるわけだし、理論武装するためにも、市長みずからでなくて別の方でも結構だが、お話を伺いたいと思っている。いかがだろうか。

(山田委員) 私も首長を経験し、基本構想を、着任してすぐと辞める前の年とを入れて3回立てている。初めのうちは百人委員会などで活気のあるものだったが、後半になってから私はこの制度は廃止すべきだと実感した。というのは右肩上がりの時代と違って下がっていく時代に、下がった計画を議会に出して了解を得られるかというところとそうでなく、どうしても夢の多いものを出せということになり、財政破たんの原因になる。志木市が提案されていることは、私は全部賛成で、ヒアリングの機会があれば穂坂市長から十分聞きたいと思っている。

(榎谷委員) 選挙公約というマニフェストを作ったときと後との整合性だ。

(八代座長) 例えば革新市長から保守市長になるとかその逆が起こった場合、当然矛盾しないとおかしい。そこは既存の法律との整合性等いろいろあると思うが、逆に言えば一括法のような形で、特にこれは特区提案なので、特区については一括的に既存の法律を変えようという特例を認めるということも可能ではないかと思う。

(山田委員) 私が町長を辞める前に立てて、新町長になるとだいぶ変えたというから、できる。できるから本当に意味があるのかどうかという問題もある。

(八代座長) ただそのときに議会の承認がいるのではないか。

(山田委員) 予算で承認を得ている。基本構想の見直しということはやらない。具体的な実施計画の見直しである。

(檜木参事官) 議会の承認はいると思う。作る時は必要だから。

(八代座長) だから政治思想を異にする新しい市長が選挙で当選したとき、当然議会と意見が対立する場合がある。そうすると、同程度の行政権と立法権との関係なのだろうが、少なくとも市長が独自の政策を議会で訴えるときに、議会がその過去の基本構想と矛盾しているということでだめだというような可能性をできるだけなくしたいということではないかと思うが、いずれにしてもヒアリングの価値はあるのではないか。

(榎谷委員) 基本構想の内容についても規制はないのか。

(山田委員) 制限されていないから、どこまで基本構想かということが分からない。議会はより具体的なものを求めるし、町長はできるだけファジーにしておきたいということがある。これはいつももめる。

(榎谷委員) それは弊害だ。

(八代座長) それから3番目の公金のクレジットカードによる容認ということだが、これも先程ご説明があったように、スケジュールを明確化していただくということと、具体的

なビジネスモデルのあり方はまだ全く聞いていない。是非これは教えていただく形のヒアリングがいいと思う。クレジットカードというのは一般に市場で使われている手法であり、これを公的セクターが拒否するということは、市民の便利さということと同時に行政の効率化にも反するという面で、是非幅広く積極的に、しかも単に総務省で議論するだけでなく、積極的に認めていただく方向で議論していただくことに結び付けたいと思っている。

企業内転勤については今の説明でいかがだろうか。

しかもこれは横浜市特有の問題でなく、東京都でも基本的に外国企業がたくさんあるところでは同じニーズがあると思う。

(宮地参事官) フォローの仕方を横浜市が何か考えているのであれば、また法務省に投げて、そういうやり取りになるかもしれない。

(八代座長) 外国人に対する教授の在留延長も、これも先程の話で。

クリニックの問題は既に一度来ていただいて聞いているので、むしろ厚生労働省と、前回の意見の続きで、先程もご指摘があった、なぜ性能基準ではだめなのか、クリニックということだけでなぜ否定するのかということと、診療報酬制度のあり方、臨床修練制度のあり方である。その2つについて議論するという事だと思う。

それから、医療関係業務の労働者派遣ということだが、これは先程参事官がおっしゃった中で、むしろ過疎地域というか、地域において今非常に医者不足が深刻になってきている。特に例の厚生省の改正で病院が派遣していた医師を引き揚げるということで、昨日もNHK でやっていたが、非常に深刻になっていて、病院長はいかに医者を集めるか四苦八苦している。そういうときに、例えば医師の派遣制度があれば、看護師もそうだが、少なくとも弊害にはならないだろう。少なくとも一つのオプションとして当然歓迎されるのではないかということ、厚生労働省に対してはどのような弊害があるかということと同時に、このセントスタッフでもいいのだが、できれば是非どこかの地域の方からお話を伺える機会があればいいと思う。

(山田委員) できれば北海道の話聞いてほしい。私の在任中の末期に、私の知っている町長が2人辞めている。それは医局に対する賄賂がばれてである。議会に通っていない予算なのである。しかしそうでないと医者をくれない。実際、私も苦労した。医局に旭川医大に三顧の礼で通ってもなかなか。今の制度が変わって、病院自体が維持できないから、面倒をみられない。町村に医者がいなければ町長はいつも議会で「どうしたのだ」といじめられる。これは大変なことである。「北海道は設置基準の定数を北海道特区で認めてほしい。減らしてほしい。病院と名前がつけば3人いる。例えば1人でも2人でもいいのではないか」というような話が出ている。医局は今機能を失っており、道で検討委員会を作っているが、実際に足りないものは足りない。そういう所の深刻な意見を聞いていただければ。

(檜木参事官) ご推薦いただければ。

(白石委員)この7番の各省庁の主張の中に、いちばん最後の米印だが、「医療に関する規制については全国一律ということと考えており」というように、特区の趣旨そのものをご理解いただいていない幼稚園児の回答のようなものがある。なぜ医療に関する規制に関しては全国一律なのかという、根幹的な部分については是非聞いていただきたいと思う。今山田委員がおっしゃったように、これだけ人口特性や立地が違うなかでどうして一律でなければいけないのか、ここを是非明確にしていきたい。

(八代座長)向こうは「当然最低基準だから一律で、上乘せしていただく分にはかまわない」という趣旨があるのだろう。教育と全く同じ意見である。

(檜木参事官)国民の生命・身体にかかわることだから、ある地域だけ緩めるというわけにはいかないということであろう。

(八代座長)ただ問題は、その基準が達成されていないところが現にあるわけである。だから、そういう基準を満たせない地域をどう改善するかという手段を議論しているわけで、別に基準を緩めると言っているわけではない。なぜ派遣という一つの役に立つような仕組みを検討することもできないのか聞くと同時に、是非派遣のニーズを自治体の方から説明していただける方がおられればと思う。北海道からでも是非来ていただければ。

(白石委員)少し前に戻るが、JCBのところで、前回企業会計であれば入金と会計上の処理の時期が違っていいが、地方自治体の会計処理においてはそれはだめだというご意見があった。なぜそれがだめなのか、会計制度の専門家に是非そこを詰めていただきたい。

(八代座長)クレジットカードができないというのは、その背景にある会計の考え方が非常に硬直的で、事業会計になっていない。多分それでできないのだろう。

(檜谷委員)大体カードは半月ぐらいで2回入ってくる。

(市川委員)最長55日である。

(檜谷委員)決済はそうだが、クレジット会社から市に入ってくるのは月に2回だと思う。我々が使ったときに決済するのは55日であるが、すぐに入ってくるはずで、それほど時間はかからないはずである。だからそれほどくどくど言うほどのことではなく、整理期間があるので、その中で十分整理できるはずである。

(山田委員)市町村会計は5月31日が締め切りとなり、それより後に入ると翌年度収入になる。そういうことがあっても、入ることはいいので、何も問題はない。

(檜谷委員)3月末までに使ったものは、おそらく4月中には十分全部決済されると思う。カードを借りた人ではなく、市町村の方には月2回ぐらい決済しているはずである。その分クレジット会社が資金を負担しているわけで、何も問題ないと思う。

(八代座長)よろしいだろうか。前に戻っていただいてもいい。

(宮地参事官)7番は過疎地の自治体だけでよろしいだろうか。

(八代座長)それと厚生労働省だ。

(宮地参事官)過疎地の病院はいいのか。それはもう自治体でいいということか。

(八代座長) 自治体が複数の病院の事情を説明していただければ十分だと思う。多分病院の院長はとても忙しくて来られないと思う。よろしいか。必要があればもちろんセントスタッフに聞いてもいいのだが、これも、これを提案しているのは1社だが、以前厚生労働省でも議論したときに、当然ながらこれが認められれば既存の派遣会社はすべて潜在的なビジネス対象にするわけだから、非常に範囲は広いと思う。

8番の治験の方だが、これも医療法人はよくて大学病院が出資しているNPOがだめだというのは、非常に形式的な議論で、例の医療業務の独占とかなり近い考え方があると思うので、是非そこは性能基準ということで見てみたいと思う。この点については今ご説明があったこと以外に何かコメントはあるだろうか。

(宮地参事官) 今の件は厚労省に対して再度質問するということが。

(八代座長) そうである。

(宮地参事官) 大阪府なりを呼んではどうかという話は、もう少し具体的にどういう仕分けなりがされているのか。

(八代座長) ではそこは是非お願いする。あまり大勢来ていただいても悪いので、どなたかもう少し詳しく説明していただける方を。

(宮地参事官) 協議会に問い合わせて該当する方にお声掛けする。

(八代座長) よろしくお願ひします。9番の既存の問題は、幼稚園にはこういう基準はないのか。それは知らなかった。保育所も当然ない。

(山田委員) 小学校、中学である。新しくするものはこういう新たな基準でいいが、古いものを再利用する場合はやはり認めるべきだと思う。

(八代座長) だから特区提案になるわけである。それから同時にそれは、先程言ったかもしれないが、市町村長の責任で、事故がないように、きちっと。どういう代替措置があればいいかということも含めてである。

(白石委員) 養護学校は教員対生徒の配置基準が全然違うので、安全性という観点ではより教員の目が行き届いた状態になっていると思う。

(八代座長) 例えばそれが代替措置の一つの回答である。

(白石委員) これは事実関係の確認だが、愛媛県から出ているもので、けあげが1.5センチ、基準よりも高い。階段幅が2.2センチ狭いということも追加資料に書いてあるが、階段幅自体もその基準から2.2狭いということか。

(宮地参事官) 1.2センチである。16センチが小学校の基準で、今の新居浜保健所だと17.2センチである。

(白石委員) それはけあげであろう。階段幅は？

(宮地参事官) 140センチの基準に対して137.8で、2.2センチである。

(白石委員) 分かった。

(宮地参事官) 資料のいちばん最後にある。

(山田委員) 既存のものは認めるべきだと思う。

(市川委員)もったいない。

(八代座長)正にもったいない。そのために階段を取り壊して作り直すということは、たとえ6000万であろうが600万であろうが1200万であろうが、もったいないことには違いない。

(山田委員)ここに出ていないが天井の高さもある。

(八代座長)あれは何とかなる。認めてもらえる。

(白石委員)これは国交省なのか文科省なのか分からないが、こうした基準を満たしていない古いストックの中で、階段を原因として発生している事故で踏み面やけあげの問題によって生じている事故が、どれぐらい基準を満たしているものに比べて多いかというデータはないのか。

(宮地参事官)この前の説明では、階段の事故の全国の件数はあったが、既存の不適格のものという仕分けは分からないということだ。

(白石委員)では実証的なデータはないということか。

(檜木参事官)愛媛県が言っているのは、愛媛県の中には今の基準よりも高いものはあるけれども愛媛県内ではないということである。それに対応する国土交通省の全国的なデータはないということである。

(八代座長)階段の事故はけあげの幅と関係がなく、足を滑らすと事故が起こるわけなので、ほとんど立証は不可能である。

(白石委員)だからこれは弊害の立証は難しいということか。

(八代座長)難しいだろう。ただ全国的には何らかの基準を作らなくてはいけないということは分かるので、そこは地方自治の観点から、例外を自治体の責任でどこまで認められるかということである。ただ何でも例外を認めていいということできなく、例えば火災報知機がなくてもいいというのは明らかに問題だと思うが、そういうケースバイケースで特区提案を考えたときに、これは明らかに問題であろうということである。これは提案者から聞く必要はないだろう。もう一度厚生労働省、いや文科省か、どちらだろうか。

(宮地参事官)建築基準法なので国土交通省である。

(八代座長)後ろに文科省がいるということはないのか。国交省の基準だということか。文科省はどのような意見なのか。中立なのか。

(宮地参事官)文科省はこの件に関しては特にコメントはない。

(八代座長)わかった。10番目はかなり重要で、先買い制度により取得した用地の売却処分である。前回もご意見があったように、この制度は先買いということで公共施設を早く作るために税制上の優遇措置等を付けているわけだが、当然ながら安易にその目的を変えることはできない。そういうことをすると事実上制度が悪用されてしまうということだが、他方で先程もご説明があったように、巨大な不良資産が残っており、まったく今は使えないわけで、それを何とか有効に活用したいという自治体のニーズも全くそのとおりである。だから全国的にこれを認めるといふより、特区で市町村長の責任で十分な代替措

置を図るとともに、その弊害をなくすような制度を考えるという形で議論するということである。これも小田原市からあえて聞く必要はあるのか。非常に一般的な話だと思うが、聞いたほうがいいか。

(宮地参事官)そこに特区推進会議と書いてあるが、市町村の皆さんにどの程度有効か、地方に聞いてはどうかという意味で、いちばん上に、対構造改革特区推進会議のところで書いてある。

(檜木参事官)ニーズやあるいは何らかの対応策としてどのようなものがあるかなど、小田原市以外も聞いたほうがいいのかと思う。どういう用途を考えているのかなど。

(八代座長)このテーマ全体が市町村にかかわることで、ここだけ聞くのはもったいないので、まとめて他の意見も市町村会議の代表に。

(宮地参事官)先程そういう意味では志木市とおっしゃったが、では推進会議に文書で聞くような感じか。

(八代座長)ただ文書で聞くと差し障りのない答えが来るような気もする。

(山田委員)町村会などは聞いてもだめだ。それほど危機感を持っていない。正直言って他人事だ。深刻なのは、やはりその首長である。

(檜木参事官)特区推進会議は八代座長が指摘されたように、結構元気のいい市長さんが集まっているところなので、ここに声をかけてはどうか。志木市長や掛川市長も入っていらっしゃる。あと全国にいろいろ元気のいい自治体の方がいらっしゃるので、場合によってはここに声をかけて文書で出していただくとともに、代表的な首長に来ていただくことも可能だと思う。

(白石委員)スケジュール的なことを考えれば、提案者に来ていただくというのは短期的な方法論では合理的だと思うが、特区提案を出している周辺がどういうふうに応援していて、それを全国展開につなげていくかという次の動きを考えたときに、以前にも申し上げたことだが、多分この件についてもっと興味がある自治体に意見を言ってもらえるような掲示板サイトを是非特区の中で作ってほしい。例えば基本構想でも今回先鞭をつけて志木市の市長がやったが、「うちもコンサルに3000万で発注したからなくなったら楽だ」という所もたくさんあると思う。そういう周辺からの意見聴取をしながら、実際に上げるところを応援し、理詰めできちんと検証していくというのを、是非中長期的なスタンスとして有識者会議と並行して考えていただけたら、私たちもお金をかけずにいろいろな意見を聞くことができるし、提案している所にとってはより強い応援団がつくという一挙両得の効果がある。是非ご検討ください。

(八代座長)この会議が今日終わった後で、どんどん投稿してくださいという感じでパブリックオピニオンのものを募集するということだ。もともと掲示板というのは役所の発想にないものだから。特区提案はあるが。だからこの有識者会議専用のサイトのようなもので、これからこの十何項目を審議するので、是非ご意見、お知恵を拝借したいという形の受け付けで公募する形を並行してやるといいと思う。

(檜木参事官) 有識者会議でやるべきだということであれば、事務局としてホームページの中でそういうものを作る方向であるので、本日マスコミの方もいらっしゃるののでそういう方向で進めていく。

(白石委員) 是非宣伝も併せて。

(八代座長) 特に先買い制度というのは、法的にはこういうことはだめだが、経済的には当然ながら既にも買ってしまったものは取り返しがないので、それを次にどうやれば有効に使うかという考えで、そういう意味では非常に面白いテーマである。

11 のスラグであるがこれについては、いかがだろうか。これは市川委員のご専門か。

(市川委員) 専門ではないが、先だって環境省から出してもらったが、説明としてはよく分からないということと、いちばん問題になったのは基準が極めてあいまいで、有価か無価かということでは、有価か無価かの差というのは0円ならば廃棄物であり、1円でも値段がついていけばそれは有価であるということである。そのところの矛盾がきわめてあり、では1円でやったらどうなのかということであいまいである。ということなので、基本的には環境省ともう一度その点を議論するという事だと思ふ。

(八代座長) これは無価だから廃棄物になるので、では1円をつければ普通のものになるわけか。そうやればまずいことになるのか。脱法行為なのか。

(市川委員) それはOKになる。

(榎谷委員) 昨日の話では例の運賃のことを言っていた。

(市川委員) あれはスラグの件である。

(八代座長) 運賃を値段にすればいい。

(市川委員) そうだ。だから1円ではだめだと言っていた。

(山田委員) これは事務委任であればできると言っている。事業補助事務委任というのは一部事務組合などでやっている。うちの一般廃棄物はみんな美瑛町にお願いしている。うちの町でやっていない。だから事務委任制はやれる。やれるのだが、ここで目的を限定した場合、できないと言っているのだ。

(市川委員) 溶融スラグを公共建設工事などに使うというような限定をかけるとできない。

(山田委員) すると分からない。

(梶島参事官) 整理すると、溶融スラグを路面の基礎材としてアスファルトの下の部分に使う場合は安全なので使ってかまわないというのが、今の現行制度である。自分の自治体の中で排出して作られたこの溶融スラグを、自分の自治体の中の公共工事の道路の基礎材に使う場合にはいい。そのココロはなぜかと言うと、自治体の中で処理するという基本的な考え方に沿っているからいいのだというのが環境省の主張である。ただその前提になっているのは、溶融スラグは安全だということである。ではその安全なものをなぜ他の自治体に持って行って同じような道路工事に使ってはいけないのかというところが、この提案の趣旨なり論点である。

(梶島参事官) 一般廃棄物については、自治体内で処理するということが原則だが、他方、

もう一つの論点である地方自治法で委託をすることができるという条項があるので、その委託に基づいてやれないのかというのが次の論点である。そこについても環境省は一切合財の権限を移すのであればいいのだが、一部を移すのはだめだというところがどうも議論としてよく分からない部分で、その2つの点を詰めていかなければいけないというところである。

(八代座長)これは単純なようで、実は廃棄物とは何かという、先程市川委員が言われたことが法的に整理されていないわけである。だからそれを廃棄物ではなく、おっしゃった道路建築材だというふうに定義し直せばいい。

(市川委員)そこが有価か無価かという問題になり、無価のものは基本的に廃棄物である。つまりお金を出して誰か買おうとするものであれば、それは製品である。しかしながらゼロのものについては、それは廃棄物で、廃棄物というのは基本的に誰も欲しいと思わない。だからゼロなのだから。それについては自治体が処理しなければいけないというのが、環境省の主張である。

(八代座長)この場合材料としてきちんと貢献している。コストは多分見合わないだろうが。

(市川委員)あと、それを継続的に、最初はいいかもしれないが、余ってきた場合や、後で何らかの、例えば有害物質が発生したときに、誰が責任を取るのか。元の自治体に責任があるのか。もともとは元の自治体に責任があるということになるらしいのだが、そのところに問題があると言っておられる。

(山田委員)ただあまり理屈を言うと、東京都などスラグはどうするのか。自分の中で責任を持ってやりなさいというやりようがないから、ホロの上に持ってきたいという話があった。本当に無害のものなら有効利用して再利用していいのではないかと思う。

(八代座長)ただ廃棄物には有害とか無害とかという基準そのものがないわけであろう。つまりスーパーマーケットが野菜を段ボール箱に詰めて持ってきて、その段ボール箱を回収するとそれは廃棄物だから許可がないとだめだという。だから段ボール箱は無害に決まっているわけだが、だめなわけである。

(市川委員)要は需要者がいて供給者がいる。供給者はいる。それに対して需要者がいるのであれば、ある一定の範囲内においてこれを認められるようにするということは、経済合理性があると思う。

(梶島参事官)今議論されているような、一般的な廃棄物の考え方に沿ってみればそうなのかもしれないが、この溶融スラグに限っては、環境省の通知で自治体が自ら発注する公共事業に使う場合には廃棄物の処分に該当しないと言っている。要は廃棄物ではない。そこが一つ論点になるのではないか。廃棄物ではないものを、なぜよそに持って行ってはいけないのかという議論にもなり得る側面を持っているのではないか。

(榎谷委員)みずから発注したものは廃棄物ではないが、ただ発注したものは廃棄物だという整理の仕方だ。安全は安全なのだ。

(梶島参事官)安全だと言いながらなぜそういう整理をするのかという議論になるかと思う。

(八代座長)これも一般的に法律改正するとどんなふうにも悪用されるか分からないという心配を、当然環境省は持っているのであろう。だからこそ特区で自治体が責任を持って一定の代替措置を作る。先程市川委員がおっしゃった仮に余った場合どうするか等、余れば基本的に従来どおりその自治体の責任で対応するというような代替措置を付けることで、特区でなぜ認められないかということを経済省で議論するということである。

(榎谷委員)そうするとこれはいずれにしても2つの自治体に関係してくる。だから特区が1つだけでもいけない。出す方ともらう方である。

(八代座長)それは2つにする必要があるのか。出す方を特区にすればいいのではないか。

(榎谷委員)もらう方が適当に処理されたら困る。もらう方の使い方の話がどうなのかということだと思う。

(梶島参事官)それは制度の仕組み方如何ではないか。

(榎谷委員)そういうところで責任を持つときは、出すなということであれば、それは出す方だけでいいと思う。

(榎木参事官)契約をどう結ぶかという制度設計によっては、2ついらなくてもいいかもしれない。

(榎谷委員)そういう地方公共団体が絡んでいる工事だけ出せというのであれば、別に2つでなくてもいいかもしれない。

(八代座長)それは廃棄物を処理するときに、廃棄物処理業者がきちんとそれを処理する責任を、最初に委託した人が負うということと同じである。だからそれは出す方の特区だと思うが、これは環境省とかなり交渉する余地があるのではないか。

Pは先程ご説明があったとおりで。

いわゆる公認会計士のところだが、これもこの前榎谷委員がおっしゃったように、公認会計士の業務というのは2つあって、独占業務を負うものとコンサルというのが基本的で、コンサルはそもそも何をやってもいいということである。今それが必ずしも明確ではないので、少なくとも最低限それを明確にする必要があるということである。それから業務独占であったとしても、それはこの前おっしゃった誰がやるかということだが、派遣元から金をもらっているから派遣元がどういう監査をするかに影響力を及ぼすという、このナンセンスな議論は、労働省の方で何とかならないのか。派遣法はそのようなことは全く想定していない。

(榎谷委員)会計士の場合は、利害関係の問題が出てくる。その派遣元の会社がいろいろなところに派遣していて、そこをまた監査することもあるわけである。そうすると本人は行っていないが、というような、今利害関係について独立性と言うのだが、がちがちになってきている。それは別の話なのかもしれないが。

(八代座長)派遣先の独立性であり、派遣元の会社が例えば業務内容に介入したらそれは会計士法違反になるわけだ。

(榎谷委員) そうだが、そういうことを言われる可能性がある。つまり「あの会社はあちこち派遣していて、この会社はこう監査している」というようなことだ。ただし同じ人が行っているわけではないのだが。つまり派遣会社はいろいろなところに派遣しているわけで、監査法人に派遣して、そこが監査をするというときにいろいろな制約が出てくることは事実だから。それはきちんと整理して、行かないようにすればすむ話なのかもしれないが、ただ使いづらいことは使いづらい。

(八代座長) ただ派遣先を限定されると派遣会社も仕事ができない。

(榎谷委員) だから自由に行けるようにしなければいけないし、今後もいつでも行けるようにしなければいけない。だから、「あそこは監査をしているので派遣しては困ります」という契約は派遣会社としては多分困る。

(八代座長) そもそも公認会計士の人外部から圧力をかけられて誤った監査をすれば、それは公認会計士の資格を剥奪されるのではないか。

(榎谷委員) そうだが、我々は外観性と言っているが、そこだけで言われてしまう。だから私なども過剰ではないかと思うぐらい反応している。過剰なのは問題だと思うので、それぐらいいいではないかと思うのだが、監査以外は何もやってはいけない、少しも利害関係を持ってはいけない、というバカだといえバカのような形になっているので、それが問題なので、それがなければ、座長がおっしゃるようになり問題ないのではないかと思う。

(八代座長) そうするとこれは金融庁の規制の外観性から来ているわけか。

(榎谷委員) そうである。

(八代座長) これは別に派遣に限らずかなり大きな問題である。

(榎谷委員) 監査でなければ、別に問題はない。

(山田委員) いわゆる 2 条 1 項の問題だ。

(榎谷委員) そこが、独立性のハードルが非常に高い。

(八代座長) 他にこの外観性というのは、例えば派遣以外ではどういうものがあるか。やはり利害関係に少しでも絡めばその監査をしてはいけない。

(宮地参事官) この資料の中では公認会計士だけがある意味特殊な存在である。他はすべて、弁護士もそうだが、利害を明確にする面がある。公認会計士だけが、企業から独立の前提の下にある。

(八代座長) その中立性もしか外見で判断する。

(榎谷委員) 外見でノーだと言われる。

(八代座長) そうするとそこは公認会計士と他を分けるということで、だからこそ今回分けたわけである。そうすると、専らこれは金融庁と議論になるのか。

(宮地参事官) 一応このマトリックス表を埋めてもらって、そのうえで。

(八代座長) 2 項は OK ということでなったのか。

(宮地参事官) 2 項は、金融庁の回答だと、いいような感じで書いてある。

(櫻谷委員) 1人か2人派遣してもらっているから、もともとはそこで影響が出るようでは困るのだが。最近はがちがちになってきている。

(宮地参事官) 他の省庁で1項業務の独占業務と非独占業務の境が混同するおそれがあるからだめだという省庁もある。

(八代座長) 分かった。では公認会計士は金融庁にそこを確認するのがメインで、あと弁護士、外国法人弁護士というのは、前回この LEC が言っていたように、派遣元を司法法人にするというのはむしろ逆であって、もともと司法法人が派遣などしてはいけない。だからそういうことはナンセンスで、一般の企業がそもそも弁護士でも司法書士でも税理士でも派遣できるようにしようということである。LEC には一応話はひととおり聞いたので、これは専ら対法務省ということでもよろしいだろうか。13 番の論点の、派遣元が弁護士法人であればいいかというのは、これはいらぬわけか。これもまだ残っているのか。

(宮地参事官) これも問題は生じないと書いてあるが、では派遣はいいのかと言うと。

(八代座長) むしろ問題が生じるのではないか。あるいは定款を直せばいいのか。

(宮地参事官) 定款の目的にきちんと派遣と書くのだろうか。

(八代座長) 派遣と書いてきちんと労働省から派遣の認定を受ければ、それはかまわないということになる。それは別に論理的にはあり得るわけである。では派遣元が弁護士法人の場合と企業の場合とその二段構えでやるのか。

(市川委員) 弁護士法人は多分弁護士法に基づく法人だと思うので、そういうのが許されるのかどうかということがある。会計士法も本当に許されるのかどうかという。

(八代座長) 一種の営利行為をすることになるので、だめなのか。

(山田委員) 私も本を1冊買って勉強してきたが、アメリカの派遣の始まりは弁護士からだったと書いてある。日本でなぜだめなのか。アメリカで弁護士から派遣事業は始まっている。この辺りはどこが問題なのか。

(八代座長) アメリカの弁護士法人は非常に大規模で、ほとんど企業のような組織である。そこできちんと訓練をして研修を兼ねて派遣するというのもしているが、日本ではこの前ようやく法人が認められたので、それまでは個人しかいけなかったわけだから。そこは是非二つ構えで法務省に議論する価値があるのではないかと思う。同じことで、特に司法書士はたくさんいるので、独立性の要件もかなり低いのか。

(山田委員) 独立性はあまりないのではないか。

(八代座長) 土地家屋調査士など、独立性はいるのだろうが、別に。

(櫻谷委員) 派遣先の会社が司法書士業務をやるというのと違う。

(藤澤参事官) 司法書士などは他人の依頼に応じることができなくなるとか、秘密保持の義務が遵守できなくなるおそれがあるということだめだという回答になっている。

(八代座長) 直用は当然いいわけか。企業が司法書士や土地家屋調査士を雇うのはかまわないのか。

(藤澤参事官) それも「非資格者である企業に雇用され、その指揮命令を受けつつ司法書

士等の活動を行うことはできないと解される」と。

(八代座長) 直用がだめなら当然派遣もだめなわけで、まずそこである。

(白石委員) どの土業の派遣に対する所管省庁からの回答も、非常に漠然としている。例えば弁護士の労働者派遣を容認した場合に弁護士が大量の書類作成をさせられるとか、給与や査定に影響するということ。本当に派遣先のニーズがどういうところにあり、その具体的な行為に基づいた弊害が何であるかというように回答してくることなのに、非常に想像の、それも極端な正規分布曲線の両端にあるような想像の範囲でしかこの弊害が書かれていないことは、こちらも理解しがたい点がある。具体的に弁護士や公認会計士が派遣先でどういう行為をすることが求められているのかを想定したうえで、それに対しての実際の弊害という聞き方をしたほうがいいのではないかと。非常に回答の内容が曖昧模糊としている。

(八代座長) 自営業でなければいけないというのは、基本的に言えば職業選択の自由に反していないのか。

(榎谷委員) 派遣というのは司法書士業務をするのではなく、司法書士の能力を活用する話である。確かに派遣先の会社が司法書士業務をしてはいけないと思う。

(白石委員) そのノウハウによってコンサルティングをするということであろう。

(八代座長) それは今でもいいのだろうか。

(榎谷委員) これは司法書士業務をすることが前提になっているのか。

(八代座長) そうであろう。司法書士として、例えばどこかの法律事務所がフルセットでいろいろな有資格者を集めたいときに、自ら雇うだけでなく、繁忙期などに派遣してもらえばありがたい、というようなイメージかと思う。それは医師と同じで、医師も始終お手伝いに来るわけで、それはかまわなくて派遣はだめなのだという、それとよく似ている。

(山田委員) うちの医師が足りないので、外科手術をするとなるといろいろなところから外科の先生に来てもらって手術をするのだが、あれは派遣にならないのか。

(八代座長) それは派遣でなく単なる紹介である。

(山田委員) 雇用がないので、紹介になるのか。

(八代座長) そもそも紹介と派遣というのはかなり近い存在で、結局雇用元がどちらにあるかということだ。パートタイムで雇用するのはかまわないが、派遣という形ではだめだということで、これは先程言ったように派遣の考え方を認知されていない。非常に弊害のある働き方だという考え方が強い。

(榎谷委員) 企業派遣するとその時点で、直用でも司法書士業務を行ってはいけないわけだから、多分そういった生業をもともと本業としているところにとということが前提条件である。

(八代座長) しかし法務省はそこを理解しているのかどうか。何か企業に対して派遣するようなイメージでだめだと言っているのか。ここでは派遣元が法人であればということだが、逆に派遣先が司法書士等のさむらい法人であってもだめなのかということである。税

理士も同じである。あとは公認会計士以外のさむらい業はすべて同じ扱いなのか。それとももう少し程度が違うものもあるのか。

(宮地参事官) その回答という意味ではばらつきがある。そういう意味では先程のマトリックスをやっていただいて答えていただく必要がある。

(八代座長) マトリックスだけで対応できるのだろうか。例えばこのさむらい業と他の資格とはどう違うのか。やはりさむらい業というのは格が高いのだろう。

(藤澤参事官) 大概の士業法には、その資格を持っている人でなければその業務を行ってはならないという業務独占があって、そういうことで労働者派遣できないというのが、ほぼ通奏的な回答である。

(山田委員) その業種の独立性とそれから派遣先の指揮命令の関係がぶつかる。しかしいくら指揮命令とはいえ単独の法律を犯してまで行ったところでやるということはできない。そうなればその範囲でいいのではないか。

(八代座長) それは先程榎谷委員がおっしゃった外形基準で規制しているということである。金をもらっている以上は何か影響を受けているに違いないということである。弁理士も含めて直用もすべてだめなのか。

(宮地参事官) 弁護士は自分のためにやるのならいい。社会保険労務士もそうだ。税理士も経理の事務のようなことでやるならばいいという感じである。

(八代座長) 自社のためにやるのはかまわない。

(宮地参事官) そういう感じで、ものによっては、第三者の委託を受けるのが本来業務だからということで、おのおの違う。

(八代座長) ただ自社のためにやるのは、別にここで言うさむらい業ではないわけで、単に知識を使っているだけだからコンサルに近い。

(宮地参事官) ただそれは士業の派遣と言うのかどうかということになる。

(八代座長) だから先程の会計士と同じように、そういうコンサルのために派遣するのはいいのかどうかということである。

(宮地参事官) それは聞かないといけない。

(八代座長) 何かその指揮命令のようなもう一つ別のマトリックスがいる。今言われたコンサル業務だが、はんこを押すという方でなく、単にアドバイスをするということは、別に自由にやっていいわけだ。もちろん報酬をもらって。責任があるからということで、最後のはんこを押すところだけがだめだということだ。

(榎谷委員) 税理士について考えてみると、多分派遣会社は一般の会社である。税理士でない人が税理士業務をしてはいけない。だから派遣会社は税理士会社ではないのでこれは違う。それが派遣と言いながら実質派遣会社が税理士を雇用し、税理士業務をやらせているのではないかという見方をされる可能性があると思う。そういう意味では「税理士業務をやれ」という派遣元の意思が少し入っている。それは脱法行為になっているのではないかという心配をされているのかもしれない。これは国税庁か。派遣という抜け穴を通して

一般の会社が税理士を雇用し、派遣という名前で行っている。

(八代座長) その辺は微妙である。それは別に言うと例の企業参入と同じような問題で、今さむらい法人というのは、当たり前だが企業は経営できない。それと実質的に差がなくなってしまうということを恐れているのかもしれない。

(市川委員) 税理士法で税理士として真摯に活動することが前提になるのか、それとも企業から派遣されているという立場が前提になるのか。本来的に言えば多分税理士法で規定されているものに対して忠実に業務を執行する。ただその業務を執行するにあたって派遣をされているのだということだと思うが、そここのところのあいまいさが気になる。

(八代座長) 弁理士もそうだ。結局本来問題となるのは、この外形基準である。しかしそれをやるとなると大騒ぎになる。例の、公務員が民間人と酒を飲んではいけないというのも、正に酒を飲んでもいいのだが、そこでまたいろいろな賄賂が働く可能性があるからだめだという外形基準である。

そうすると各省の意見が少しずつ違うので、各省によつての考え方の違いからどこまで個別に突破できるかどうかということで、これはむしろまとめて集中的にやったほうがいい。法務省がいちばん多いだろうが。それから医師派遣も基本的にこれと同じで、専門職の派遣という意味では、医療はさむらい族ではないのだが、ある意味では非常に共通している。面白いのは厚生労働省の医療局が言っているようなチーム医療に反するという議論は、ここではなぜか全く出てこない。

(市川委員) 命にかかわるかどうかが、社会科学か自然科学の違いということか。

(八代座長) しかし会計監査はチームはいらぬのか。チームでやるわけだ。

(榎谷委員) それは公認会計士のみで組んでやるからだ。看護師や薬の関係や、いろいろな職業の人と組んでやらなければいけないから。それから原則として統一された会計基準と商法というルールがあるので、基本的には誰がやっても企業会計原則と商法に則ってやるということである。それに対して医療は。

(八代座長) 医療だって同じで標準化されていないといけぬのだが。病院によってメスの形が違ふとかいう話も聞くが。そういう各省の論理の違いというのは非常に興味深い。

(榎谷委員) 少なくとも逸脱行為とみなされないようにすることが大事である。

(八代座長) それをどう担保するかである。

(白石委員) 本論に関係ないところだが、もしこれが全国展開されると各士業協会の反応はどういうことになるのか。

(榎谷委員) もちろん税理士会などは相当反対が強いらる。非税理士を今発見するのに躍起になっているから。

(薬師寺委員) 医師会に医師派遣についての意見を求められたらどうかと思う。地方の医師会はかなり最近困っていて、女医で眠っている人材をどうやって発掘するかを医師会が必死に考えている。これがもし派遣ということで解決できるようであればよい。

(八代座長) 特に女医さんの問題である。

(白石委員) 多様な働き方の実現である。

(八代座長) ただ、個々の医師会がそういう意見を持っていても、こういう場で聞くとそれは医師会として非常に困った立場になる。なかなかあそこも厳しい組織なので、だからこそ先程自治体と言ったのは、医師会はなかなか難しいのではないかということからである。特におっしゃった女医さんの活用というのは、女医さんにはたしか小児科医が多い。それが今不足しているが、まさに夜勤ができない。しかし極端に言えば、夜勤を前提としないような勤務形態で派遣となると、応募する人は当然多いと思う。そうすると他の医師に負担がかかるという問題があるのだろうが、少なくとも病院や自治体がそれでもいいということであれば、それを形式的に禁止する根拠は全くない。オプションが広がるだけの話だから。昔 JR などの運転手や車掌に女性が使えなかった一つの理由は、女性が深夜勤務できないからで、そうすると男性だけが深夜勤務しなければいけないからだめだという意見が昔あったと思うが、そこは運用の次第であるわけだ。是非本当にニーズを持っている方からヒアリングするという形で、もしそういうことに応じてこられる方をご存じであればお聞きしたいと思う。

一応これで今日は終わりたい。ではスケジュールをお願いします。

3. 今後のスケジュールについて

(檜木参事官) 今後のスケジュールについてご説明申し上げます。資料の3だが、本日議論いただいたものをもう一度整理し、明日以降、各省庁、各提案者に質問項目を送付し、17日ぐらいまでに回答締め切りをして、これは各有識者の方にお届けしたいと思う。それらを踏まえて、今月の下旬から集中ヒアリングということで、先程八代座長からお話があったようなヒアリングのやり方を踏まえながら約4週間、3週間やってまた再ヒアリングという必要があると思うので、集中ヒアリングをする。8月の上旬には有識者会議としてそれらを踏まえた対処方針を決定し、8月の8日あたりからもう少し各省と、これはヒアリングというよりは折衝、強化委員会でもそうだが、場合によっては少しレベルを上げることもあり得ると思っているが、折衝あるいは事務局も折衝ということをしていく。8月の最後の方には有識者会議として意見をとりまとめていただき、ここに書いてないが、有識者会議の意見を取りまとめていただき、それを踏まえて9月には政府として本部決定するという形になる可能性もある。以上である。

(八代座長) そうすると、委員の皆さんに夏休みの予定を拘束しないといけないので、事前に予定があれば聞いていただく。もし出張のご予定がある場合は、調整できるように早めをお願いしたい。

(檜木参事官) 先程白石委員からあったご意見箱は、プログラムの準備で時間がかかるらしいが、内閣の広報室と相談して詰めさせていただく。

(山田委員) 評価委員会では13日の医療福祉労働部会などは、変わらないのか。

(事務局) これとは別でスケジュールは変わらない。

(八代座長) 集まっていたときに、特に山田委員は北海道からなので、なるべくくっつけて。

(檜木参事官) できるだけ評価委員会と有識者会議のヒアリングをくっつけるなど調整したい。

(八代座長) ではよろしいだろうか。本日はどうもご苦労様でした。

了